

広島大学動物実験委員会に置く審査部会の取扱い

平成 26 年 3 月 26 日 動物実験委員会承認

改正 平成 28 年 4 月 18 日一部改正

平成 29 年 9 月 28 日一部改正

令和 7 年 12 月 25 日一部改正

(趣旨)

第 1 この取扱いは、広島大学動物実験等規則（以下「規則」という。）第 44 条の規定に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）に置く審査部会の取扱いについて規則第 13 条の規定のほか必要な事項を定めるものとする。

(審査部会の設置)

第 2 規則第 13 条第 1 項の規定により、東広島地区及び霞地区に次の審査部会を置く。

- (1) 東広島地区審査部会
- (2) 霞地区審査部会

(部会員)

第 3 規則第 13 条第 2 項に規定する部会員は、原則として前条に規定する審査部会が所在する当該地区に所属する委員のうちから委員会が指名した者とする。

(審査部会長)

第 4 審査部会に審査部会長を置き、部会員の中から委員長が指名する。

(審査の所掌)

第 5 審査部会の審査の所掌は、原則として実験責任者の所属部局等が所在する当該地区の動物実験計画とする。ただし、動物実験計画の専門性等を考慮する必要があるときは、委員長の判断により他方の審査部会が審査を行うことができるものとする。

(審査)

第 6 審査部会員は、動物実験計画を閲覧して審査し意見を述べるものとする。

- 2 審査部会長は、前項の意見に基づき動物実験計画について検討結果を判定する。ただし、審査部会長自らが実験責任者となる動物実験計画については、委員長が検討結果の判定を行う。
- 3 前項の検討結果は、委員長から学長へ報告する。
- 4 審査部会長は、当該年度の審査状況を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

(準用)

第 7 規則第 41 条において飼養保管基準の趣旨を準用する規則第 4 条第 2 号に規定する実験動物以外の動物のうち両生類及び魚類に係る動物実験計画（以下「両生類等実験計画」

という。)並びに規則第 43 条において規則を適用しないとした産業用家畜とみなされる実験動物への処置等に係る動物実験計画(以下「産業用家畜実験計画」という。)は、第 6 を準用して審査する。

第 8 第 7 に規定する審査を行うため、規則第 13 条第 1 項を準用し、両生類審査部会、魚類審査部会及び産業用家畜審査部会(以下これらを総称して「両生類等審査部会」という。)を置く。

2 両生類等審査部会の部会員は、東広島地区審査部会員のうちから委員会が指名した者とし、これに対象動物に関連する専門分野の教員を加えることができる。

第 9 両生類等審査部会に置く審査部会長については第 4 を準用する。

第 10 第 7 から第 9 までに定めるもののほか、両生類等実験計画及び産業用家畜実験計画に関して審査部会の審査に必要な事項は、対象動物に応じて規則を準用する。

(その他)

第 11 この取扱いに定めるもののほか、審査部会に関し必要な事項は委員会が定める。

附則

1 この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この取扱いの施行の際現に審査されている動物実験計画、両生類等実験計画及び産業用家畜実験計画については、この取扱いの規定により審査されているものとみなす。

3 この取扱いの施行の日の前日において各部会の部会員に指名されている者及び審査部会長に指名されている者は、この取扱いにより指名されているものとみなす。

附則(平成 28 年 4 月 18 日 一部改正)

1 この取扱いは、平成 28 年 4 月 18 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2 この取扱いの適用の日の前日において各部会の部会員に指名されている者及び審査部会長に指名されている者は、この取扱いにより指名されているものとみなす。

附則(平成 29 年 9 月 28 日 一部改正)

この取扱いは、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。

附則(令和 7 年 12 月 25 日 一部改正)

この取扱いは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。